

青食安第430号
平成27年11月4日

一般社団法人青森県建設業協会会長 殿

青森県農林水産部長
(公印省略)

平成27年度青森県農薬管理指導士新規養成研修及び認定試験について

日頃より、本県農薬行政の推進に御協力いただきありがとうございます。
このことについて、別添要領により実施することとしましたのでお知らせします。
つきましては、研修を受講し認定試験を受験する場合は、実施要領に基づき、平成
27年12月4日(金)までに関係書類を食の安全・安心推進課へ提出してください。
なお、貴団体傘下の会員に対して、貴職から周知してくださるようお願いいたします。

実施要領は、次のホームページからもダウンロードできます。

>> 青森県農業情報サービスネットワーク「アップルネット」

<http://www.applenet.jp/>

>> 青森県 食の安全・安心サイト

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/index.html>



担当：食の安全・安心推進課
環境農業グループ 主幹 磯辺 慶
電話：017-734-9353 (直通)
FAX：017-734-8086
E-mail：kei_isobe@pref.aomori.lg.jp

平成27年度青森県農薬管理指導士新規養成研修及び認定試験実施要領

1 目的

農薬販売者及び農薬使用者等（以下「農薬取扱者等」という。）に対して、農薬に関する研修及び試験を実施し、その合格者を「青森県農薬管理指導士」として認定することにより、農薬取扱者等の資質の一層の向上を図るとともに、農薬使用者における農薬の安全かつ適正な使用の推進に資することを目的とする。

2 受講・受験資格

(1) 受講資格

新規養成研修を受講できる者は、次のいずれかに該当する、県内に居住もしくは県内の事業所に勤務する満20歳以上の者とする。

ア 農薬販売業者又はその従業員で、現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上あり、原則として毒物劇物取扱責任者になることができる者

イ 防除業者又はその従業員で、現に防除業務に従事している者のうち、実務の経験が概ね2年以上の者

ウ 農薬使用について指導的立場にある者のうち、実務の経験が概ね2年以上の者

エ 農薬に関する知識及び実務経験を有する者で、知事が適当と認める者

(2) 受験資格

認定試験を受験できる者は新規養成研修のすべての科目を受講した者とする。

3 受講・受験手続き

「受講・受験申請書」（別紙様式1）及び「受講・受験票」（別紙様式2）に必要事項を記入・押印し、「受講・受験票」の返送用封筒（申請者の住所氏名を記入し、82円切手を貼付したもの）を同封の上、青森県食の安全・安心推進課へ平成27年12月4日(金)までに提出する。

なお、毒物劇物取扱責任者資格を証明する書類の添付は不要である。

4 受講・受験費用

無料とする。

ただし、研修で使用するテキスト「農薬概説(2015)」(発行：社団法人日本植物防疫協会)は有償(1部：1,944円)とする。購入希望者は、「受講・受験申請書」にある購入希望欄の「購入する」を○で囲むものとする。

5 新規養成研修及び認定試験の日程等

区 分	研修会場	日 時 ・ 内 容
新 規 養成研修	県民福祉プラザ 〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30 TEL：017-777-9191(代表) FAX：017-777-0013	平成27年12月22日(火) 【受付】 9:15～9:50 【講義】 9:50～14:20 (休憩 12:05～13:00) ○関係法令、農薬管理指導士の任務 ○農薬の適正使用 ○植物防疫一般及び農薬一般 ○食品衛生 ○病虫害・雑草防除
認定試験		【試験】 14:40～16:00 (80分)

6 認定試験、認定基準等

(1) 試験時間は80分とする。

試験開始45分経過後は試験会場からの退場を可とするが、再入場は不可とする。

(2) 問題は50問(1問2点)とし、解答は三者択一形式とする。

(3) 70点(35問)以上の正解者を、青森県農薬管理指導士として認定する。

(4) 試験中はテキスト、ノートなどをいっさい見てはならない。

(5) 認定試験で不正があった者は、その場で受験を中止させる。

(6) 試験中の携帯電話等の使用は認めない。

7 持参する物

受講・受験票、筆記用具 等

なお、研修用テキスト「農薬概説(2015)」の購入希望者には、事前予約により、当日1,944円(税込み)にて販売する。

8 認定者の発表

平成28年2月中旬に、試験の合否について本人に通知するほか、認定者の受験番号を県庁内掲示板への掲示及び県庁食の安全・安心推進課ホームページに掲載する。

>> 食の安全・安心推進課サイト

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/index.html>

＜参考＞毒物劇物取扱責任者になることができるのは、毒物及び劇物取締法第8条で次の者とされている。

- 一 薬剤師
- 二 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- 三 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- 一 18歳未満の者
- 二 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 四 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者

申込日 平成 年 月 日

「平成27年度青森県農薬管理指導士新規養成研修及び認定試験」受講・受験申請書

青森県知事 三村 申吾 殿

申請者	ふりがな			年齢
	氏名	印		満 歳
	自宅住所	〒		
	電話	- -	携帯	- -
勤務先	ふりがな			
	名称			
	所在地	〒		
	電話	- -	F A X	- -

平成27年度青森県農薬管理指導士新規養成研修を受講し、認定試験を受験したいので申請します。

記

毒物劇物取扱責任者 資格の有無	(有 ・ 無) ※資格を証明する書類の添付は不要です。
研修用テキスト 「農薬概説(2015)」 の購入希望	(購入する ・ 購入しない) 研修にはテキストを使用しますので、購入することをおすすめします(テキストは1部 1,944円にて当日会場で販売)。

【証明欄】

申請者は、(昭和・平成) 年 月 から現在まで、 年 か月間にわたり、農薬販売業務(又は防除業務)に従事していることを証明します。

名 称 : (同上 ・))

所在地 : (同上 ・))

勤務先の代表者 : 印

注1) 2年以上農薬販売業務(又は防除業務)に従事したことを証明できる者が記載する。
 2) 申請者が農薬販売業者(又は防除業者)である場合は、証明欄の記載は必要ない。

(別紙様式2)

平成27年度青森県農薬管理指導士新規養成研修
受講及び認定試験受験票

受験番号	
氏名	
住所	
開催日時	平成27年12月22日(火) 【受付】 9:15～ 9:50 【研修】 9:50～14:20 【試験】 14:40～16:00
会場	県民福祉プラザ4階 【研修】 県民ホール 【試験】 大研修室及び中研修室
確認印	

注 試験受験時は、机の上に呈示すること。

- 注1 太線内(氏名、住所)を記入の上、点線に沿って切り取って申請書と一緒に送付すること。✂切：12月4日(金)
- 2 食の安全・安心推進課から返送される本票を、当日、必ず持参すること。
- 3 受付の際には、本票の確認を受けるとともに、受験時は机の上に呈示すること。
- 4 受験番号、試験会場及び確認印は、食の安全・安心推進課で記入する。

参 考

平成27年度青森県農薬管理指導士新規養成研修及び認定試験の
受験申込等に関する注意事項

○提出書類、受講・受験に際しての注意事項です。

I 提出書類について

	チェック	
① 受講・受験申請書（別紙様式1）		①②③を封筒に入れ、 平成27年12月4日 (金)までに食の安全・安 心推進課へ郵送してくだ さい。
(1) もれなく記入しましたか？	<input type="checkbox"/>	
(2) 押印しましたか？	<input type="checkbox"/>	
② 受講・受験票（別紙様式2）		【郵送先】 〒030-8570 青森市長島1-1-1 食の安全・安心推進課 担当：磯辺
(1) 氏名・住所を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>	
(2) 点線に沿って切り取りましたか？	<input type="checkbox"/>	
③ 返信用封筒		
(1) 住所・氏名を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>	
(2) 82円切手を貼りましたか？	<input type="checkbox"/>	

【備考】

○毒物劇物取扱者資格を証明する書類の写しを添付する必要はありません。

○上の書類を含む「実施要領」は次のサイトからダウンロードできます。

>>アップルネット

<http://www.applenet.jp/>

>>青森県食の安全・安心推進課サイト<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/index.html>

II 当日の持ち物について

	チェック	
1 受講・受験票（別紙様式2）	<input type="checkbox"/>	← 絶対に忘れないでください！
2 研修用テキスト「農薬概説2015」	<input type="checkbox"/>	← すでにお手元にある方は持参して
3 筆記用具	<input type="checkbox"/>	ください

【備考】

○研修テキスト「農薬概説2015」は購入希望者に当日1部1,994円で販売します。

Ⅲ 受講・受験に際しての注意事項について

1 交通アクセス等について

所在地は下図のとおりです。受付は9:15からです。

<会場> 県民福祉プラザ

〒030-0822 青森市中央三丁目20-30 TEL: 017-777-9191 (代表)
(ホームページ <http://www.actv.ne.jp/~aofuku00/plazatop.html>)

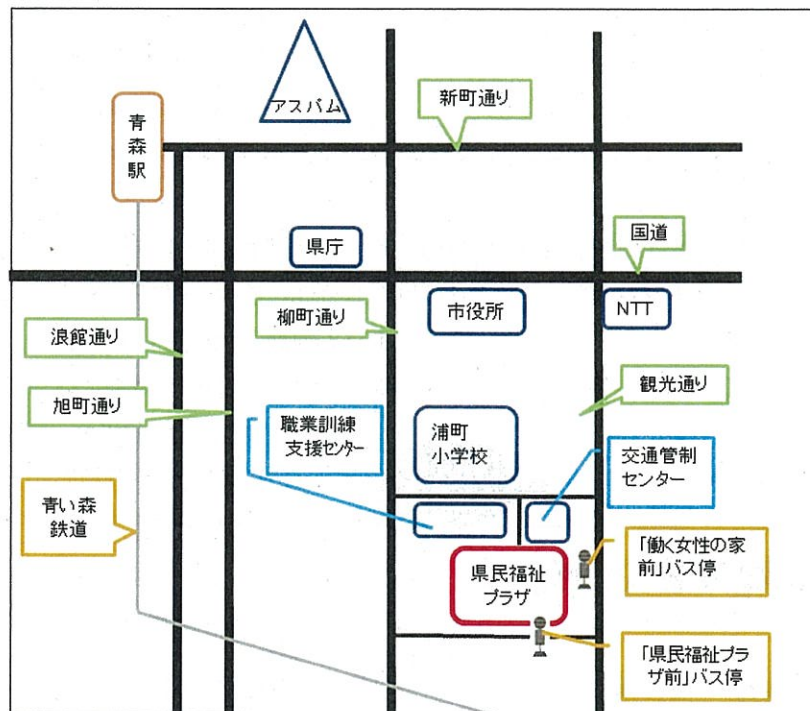
<交通案内>

●市営バス

- ・中央環状線「県民福祉プラザ前」下車
- ・JR青森駅前3番乗り場より下記行きで 15分
【市民病院線、横内環状線、問屋町行き、大野浜田環状線、朝日放送行き】
「働く女性の家前」下車 徒歩1分
- ・国道4号線「市役所前」下車 徒歩15分 「NTT前」下車 徒歩10分

●タクシー

- ・JR青森駅前より10分(約2.4km)



2 その他

- (1) 受験の際の席は、受験番号によって指定します。
- (2) 昼食は各自で準備してください。

当日は、「受講・受験票」を忘れずに!!